

# 社会福祉法人三徳会

## 役員、評議員および顧問の報酬 ならびに費用負担に関する規程

### (目的および意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人三徳会(以下「この法人」という。)の定款第9条、第24条および第32条第6項の規定に基づき、役員、評議員および顧問の報酬ならびに費用負担(以下「報酬等」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事および監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 顧問とは、定款第32条に基づき置かれる者をいう。
- (6) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (7) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 評議員には、定款第9条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。
- 3 常勤理事でこの法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

### (報酬等の額の決定)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間500万円以内とする。

- 2 この法人の全監事の報酬総額は、年間50万円以内とする。
- 3 この法人の全顧問の総額報酬は、年間70万円以内とする。
- 4 この法人の常勤理事の報酬月額、別表第1「常勤の理事の報酬」に定めるとおりとする。

- 5 各々の常勤理事の報酬月額、別表第1「常勤の理事の報酬」のとおりとし、各理事の報酬月額は別表第1の俸給表のうちから、理事会において決定する。
- 6 非常勤理事に対する報酬は、別表第2「非常勤の役員の報酬」に定める額とする。
- 7 各々の監事の報酬は、別表第2「非常勤の役員の報酬」を採用し、評議員会において決めるものとする。
- 8 個々の評議員の報酬は、別表第3「評議員の報酬」に定める額とする。
- 9 個々の顧問の報酬は、別表第4「顧問の報酬」に定める額とする。

#### (費用負担)

第5条 この法人は、役員、評議員および顧問がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は社会福祉法人三徳会給与規程第26条別表7に準ずる。
- 3 役員、評議員および顧問が業務遂行に必要な経費は別途実費を支給する。
- 4 特別の事情により、前条の規定により難しい場合は、その事情を考慮して増額支給することができる。

#### (報酬等の支給日)

第6条 常勤役員の報酬等(旅費を除く。)は、毎月25日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。

- 2 非常勤役員および評議員ならびに顧問の報酬等および常勤役員の旅費は、必要の都度、支払うものとする。

#### (報酬等の支給方法)

第7条 報酬は、通貨をもって本人に支給または支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額および本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

#### (公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の第2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補足)

第 9 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めるものとする。

(改廃)

第 11 条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

附 則

この規程は平成 29 年 6 月 27 日(定時評議員会の議決日)から施行する。

この規程は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(第4条関係)

別表第1 「常勤の理事の報酬」(俸給表)

号	役職	月額
1	理事長	300,000円
2	業務執行理事	250,000円
3	その他理事等	200,000円

別表第2 「非常勤の役員の報酬」

(1) 理事

	日額
理事会等会議への出席	10,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	10,000円

2 報酬額は源泉徴収額を差し引いた額

(2) 監事

	日額
監事監査への出席	20,000円
理事会等会議への出席	10,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	10,000円

2 報酬額は源泉徴収額を差し引いた額

別表第3 「評議員の報酬」

	日額
評議員会等への出席	10,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	10,000円

2 報酬額は源泉徴収額を差し引いた額

別表第4 「顧問の報酬」

	日額
理事会等への出席	10,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	10,000円

2 報酬額は源泉徴収額を差し引いた額